

①直接死を最大限防ぐ

1－1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

脆弱性評価	強靱化施策												
1 橋梁施設の耐震対策等 町の管理する全ての町道の橋りょうやシェッド等については、「三島町インフラ長寿命化修繕計画」により対策に取り組んでおり、町の管理する道路等における安全かつ円滑な交通を維持するため、道路パトロールや地元の要望などを踏まえて維持修繕に取り組んでいる。	1 橋梁施設の耐震対策等【産業建設課】 防災応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等を広域的に輸送するための町の指定する緊急輸送路において町の管理する町道の橋りょう等の耐震化に対する計画を検討し、老朽化の進む橋りょう等については予防保全型維持管理へと転換することで、長寿命化を図り維持管理費の縮減や事業予算の平準化を図り、道路交通の安全性と信頼性を将来にわたり確保し、安全かつ円滑な交通を維持していく。 <重要実績指標及び個別事業> 【産業建設課】町道の橋梁長寿命化対策（Ⅲ判定） <table><tr><th>指 標 名</th><th>基準値（R2）</th><th>目標値（R7）</th></tr><tr><td>進捗率</td><td>0.0%（2 橋）</td><td>100.0%</td></tr></table> ・町道名入大石田線 前ノ沢橋 橋梁補修 R 5 ・町道間方線 袖山橋 橋梁補修 R 5 【産業建設課】町道の橋梁長寿命化対策（Ⅱ判定） <table><tr><th>指 標 名</th><th>基準値（R2）</th><th>目標値（R7）</th></tr><tr><td>進捗率</td><td>0.0%（8 橋）</td><td>50.0%</td></tr></table> ・町道早戸居平台倉線 台倉橋 橋梁補修 R 6 ・町道高清水大石田線 二階沢橋 橋梁補修 R 6 ・町道大登線 寺沢橋 橋梁補修 R 6 ・町道台倉湯ノ上線 台倉橋 橋梁補修 R 6 ・町道和具線 和具橋 橋梁補修 事業化を検討	指 標 名	基準値（R2）	目標値（R7）	進捗率	0.0%（2 橋）	100.0%	指 標 名	基準値（R2）	目標値（R7）	進捗率	0.0%（8 橋）	50.0%
指 標 名	基準値（R2）	目標値（R7）											
進捗率	0.0%（2 橋）	100.0%											
指 標 名	基準値（R2）	目標値（R7）											
進捗率	0.0%（8 橋）	50.0%											

①直接死を最大限防ぐ

1－1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

脆弱性評価	強靱化施策
2 町有施設（庁舎等）の耐震化等 大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、災害対策本部が設置される本庁舎や避難所となっている支所等について、耐震性の確保や災害対応のための設備を充実する必要がある。 3 教育施設の耐震化等 学校等の教育施設は、地震等の災害発生時に児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所等として使用が想定される建物であることから、町立学校施設等の耐震化や電気・給排水衛生設備等の適切な改修・維持管理を行ってきた。今後も引き続き、老朽化した施設の改修等を計画的に推進していく必要がある。 4 社会福祉施設の耐震化等 社会福祉施設等は、災害時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者等が多く利用していることや、二次的福祉避難所としての役割もあることから、利用者や避難者の安全・安心のため、建物の耐震性の確保や老朽化対策等が必要。	・町道入山線 若林橋 橋梁補修 事業化を検討 ・町道根岸坂線 根岸橋 橋梁補修 事業化を検討 ・町道美坂高原線 初尾沢橋 橋梁補修 事業化を検討 2 町有施設（庁舎等）の耐震化等【総務課】 災害時の拠点施設としての機能を確保するため、令和3年度に策定する個別施設計画に基づき、老朽化対策や改修を計画的に進める。 3 教育施設の耐震化等【教育委員会】 学校等の教育施設は、地震等の災害発生時に児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所等として使用が想定される建物であることから、教育施設の老朽化した施設の改修等を計画的に進める。 4 社会福祉施設の耐震化等【町民課】 社会福祉施設等については、災害時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者等が多く利用しており、利用者の安全・安心を確保するとともに、災害時にあっても継続的に福祉・介護サービスを提供できるよう、建物の耐震性の確保や老朽化対策等及び非常用自家発電設備の設置等を実施する事業者に対して、防災・減災を促進する。

①直接死を最大限防ぐ

1－1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

脆弱性評価

5 空き家対策の推進

本町の空き家率は、26%（平成元年度調査）となっており、その内の一部が管理不全の空き家として点在し、地震による倒壊での負傷、退避路の遮断、火災発生の危険性がある。また、管理者が不明で除却が進まないなど、復旧・復興の妨げとなるおそれがある。このため、「三島町空家等対策計画」（令和3年4月策定）に基づき、空き家の発生を予防するとともに、管理不全の空き家について適切な対策を行う必要がある。

6 消防広域応援体制の強化

大規模災害時、消防力が不足することが想定されるため、他市町村との相互応援協定により段階的に広域的な応援を要請できる体制を整える必要がある。

強靱化施策

5 空き家対策の推進【地域政策課】

「三島町空家対策計画」に基づき、空き家の発生の予防、関係団体と連携した空き家の実態把握を行う。また、管理不全の空き家については、所有者に適正な管理を依頼するとともに、著しく危険な空き家等については、行政処分等の必要な措置を段階的に講じ、生活環境の安全性を確保する。

指 標 名	基準値（R1）	目標値（R7）
空き家率	26.0%	25.0%

6 消防広域応援体制の強化【総務課】

大規模災害時の、消防力の不足に関しては、近隣町村及び、広域消防の各機関との情報伝達を密にし、緊急時に応援を得られるような体制づくりに努める。

連絡伝達経路を整理し、緊急時に迅速に必要な連絡機関に連絡をとれるようにすること。SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や、防災情報アプリの導入など、効率的に情報伝達できる連絡手段を検討、導入する。

広域応援協定	協定先（締結時）
消防相互応援協定【S54.11.15】	会津若松市、会津坂下町、会津高田町、猪苗代町、河東町、金山町、北会津村、昭和村、新鶴村、磐梯町、本郷町、三島町、柳津町、湯川村

①直接死を最大限防ぐ

1－1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

脆弱性評価	強靱化施策
7災害時の応援体制の強化 災害時に、国、県、近隣市町村、関係団体・事業所等からの支援を受けて、災害時の人材及び資材の不足する部分を補う体制を整える。 8消防団の充実・強化 地域住民の高齢化や集落の過疎化などにより、消防団の担い手が不足しており、地域の消防力、防災力の低下が懸念されている。 消防団員OBを機能別消防団員として登録してもらい取り組み、消防団への入団の呼びかけを行っているが、人口減少や高齢化により、消防団員数は年々減少している。 消防団活動で、新入団員や幹部団員に対して各種の訓練は実施しているが、訓練に参加する団員が減少傾向にある。	7災害時の応援体制の強化【総務課】 国、県に対するリエゾンの派遣依頼、自衛隊派遣依頼、「物資調達・輸送システム」、「福島県防災事務連絡システム」、「安否情報システム」などの各種システムの利用による、応援要請、状況把握・発信、命令伝達の手段確立など、災害時の効率的な情報受発信体制及び、各機関との連携の執行について、各システム等の操作に熟知し、また必要な点検やデータ管理を実施する。 さらに、各種応援協定等についても、内容を把握しておく。 8消防団の充実・強化【総務課】 消防団の団員数減少は地域の状況から考えて避けられないものとする。そのため、今まで通り、新規団員の勧誘、機能別消防団登録を継続してお願いするとともに、地域における自主防災組織の整備、消防団の班編成の見直しを図り、各地区消防力の不足を補い、地域住民や、近隣の地区の班が助け合う事でその不足を補う体制づくりを考えていく。 ・各地域の緊急時の対応に備えるための、地域防災訓練の実施 ・ポンプ積載車をはじめとする、各地区防災設備の整備・更新 ・自主防災組織の整備、防災アプリの導入の検討のほか、ハザードマップを消防活動・避難活動の際に効果的に利用できるように、掲載内容・方法の見直しを図る。

①直接死を最大限防ぐ

1－2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

脆弱性評価	強靱化施策												
1河川管理施設の整備等 町内の主要な河川は1級河川で県の管理であるため、地域も含めた関係機関と連携して適正な管理に取り組んでいる。町で管理する準用河川及び普通河川について、地元の要望などを踏まえ必要に応じて河川の整備を行い適正な管理に取り組んでいる。	1河川管理施設の整備等【産業建設課】 平成23年の「新潟・福島豪雨」や令和元年東日本台風など大雨による被害の発生を踏まえた対策を、国、県、地元地区と連係してハード整備・ソフト対策等に取り組むとともに、河川改修整備、簡易水位計の設置、ライブカメラの設置等を関係機関に要望し、準用河川についても引続き適正な管理に取り組んでいく。 <重要実績指標及び個別事業> 【産業建設課】只見川圏域河川整備計画に基づく整備（県事業） <table><tr><th>指 標 名</th><th>基準値（R2）</th><th>目標値（R7）</th></tr><tr><td>整備率</td><td>50.0%</td><td>100.0%</td></tr></table> ・小和瀬地区 築堤 R2 完了 ・宮下地区 築堤若しくは宅地嵩上げ R3 事業化 【産業建設課】1級河川の機能維持（県事業） <table><tr><th>指 標 名</th><th>基準値（R2）</th><th>目標値（R7）</th></tr><tr><td>維持管理工事実施率</td><td>0.0%</td><td>20.0%</td></tr></table> ・只見川 護岸保護工 事業化を検討 ・滝谷川 河床低下防止 事業化を検討 ・大谷川 河床低下防止 事業化を検討	指 標 名	基準値（R2）	目標値（R7）	整備率	50.0%	100.0%	指 標 名	基準値（R2）	目標値（R7）	維持管理工事実施率	0.0%	20.0%
指 標 名	基準値（R2）	目標値（R7）											
整備率	50.0%	100.0%											
指 標 名	基準値（R2）	目標値（R7）											
維持管理工事実施率	0.0%	20.0%											

①直接死を最大限防ぐ

1－2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

脆弱性評価	強靱化施策						
	【産業建設課】準用河川及び普通河川の機能維持 <table><tr><th>指 標 名</th><th>基準値（R2）</th><th>目標値（R7）</th></tr><tr><td>機能維持工事実施率</td><td>0.0%</td><td>20.0%</td></tr></table> ・ 準用河川赤谷川 河道浚渫 事業化を検討 ・ 準用河川逆瀬川 護岸改修 事業化を検討 ・ 準用河川埸子沢 護岸改修 事業化を検討 ・ 普通河川倉掛沢 河道浚渫 R 2 実施 ・ 普通河川寺沢 河道改修 R 4 事業化	指 標 名	基準値（R2）	目標値（R7）	機能維持工事実施率	0.0%	20.0%
指 標 名	基準値（R2）	目標値（R7）					
機能維持工事実施率	0.0%	20.0%					
2ハザードマップの利活用 現在のハザードマップは簡易的に作られており、詳細な施設情報等を把握しづらい。 現在掲載の内容を見直し、災害時、消防団や避難者がよりの確に必要な情報を得られるような内容への見直しが求められる。	2ハザードマップの利活用【総務課、教育委員会】 ハザードマップに消防水利を記載するなど、避難経路情報の掲載。避難施設情報をより詳細にすることで、消防活動や避難の際に資料として十分に活用できるよう掲載情報・掲載方法を見直す。 地域防災訓練や、学校の授業などでハザードマップを利用し、住民や、子供たちへの災害時の避難方法や、避難場所等の周知、学習を推進する。						
3水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築 町民に対して正確かつ迅速な情報伝達を図るために、防災情報システム（Lアラート等）や登録制メール等（登録制メール、各キャリアの緊急エリアメール等）を導入しているが、システムの利用方法等の職員周知が不十分である。	3水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築 【総務課、町民課、教育委員会】 Lアラートを利用した、災害情報の報告、避難命令等の発信の方法確認及び、職員への利用方法の周知を図る。						

①直接死を最大限防ぐ

1－2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

脆弱性評価	強靱化施策
土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者等に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、周知をすること。土砂災害等の災害発生時又は発生のおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、施設管理者等による主体的な取組の促進を図るとともに、避難体制の充実・強化をしていく必要がある。	防災行政無線のデジタル化更新に伴い、ドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル各社に緊急エリアメールを一括送信できるようになったので、操作方法を複数職員で把握し、災害時の迅速かつ効果的な情報発信に努める。 ハザードマップの更新かつ内容の見直しにより、避難情報、消防水利の情報などを迅速に把握できるようにし、災害時の避難や対応の迅速化を図る。 避難者施設、要避難支援者等についても情報を把握し、災害時、役場職員、消防団、他関係者の一致団結の下、漏れなく町民が迅速に避難できる体制を整える。

①直接死を最大限防ぐ

1－3 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

脆弱性評価

1

豪雪対策関係機関との雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化

当町は、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯及び特別豪雪地帯に指定されており、「安心して快適に暮らすことのできる、雪と共生する魅力ある地域づくり」の推進に向けて、除排雪の充実に柱とする克雪対策や雪を資源として利活用する利雪対策等の施策に総合的に取り組んでいます。また、過疎化・高齢化の進行に伴い、除排雪の担い手不足が深刻化しており、地域ぐるみの支援体制の確立が求められることから、関係団体及び地域住民が一体となって、雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化に取り組んでいく必要がある。

2

道路の除雪体制等の確保

町内における除雪体制については、毎年策定する除雪事業計画に基づいて計画的に取り組んでいる。除雪機械が入らない狭隘な道路については、地区等へ小型除雪機械の貸与事業に取り組んでおり、除雪機械については、効率的な機械の導入や、購入年度等を踏まえた老朽化の度合いにより、国の支援を受けながら計画的に更新し費用の平準化を図っているが、事業費の確保が厳しい状況にある。協同組合や直接委託等の除雪オペレーターは、高齢化、後継者不足により人員の確保が難しくなっている。

強靱化施策

1

豪雪対策関係機関との雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化

【総務課・産業建設課】

過疎化・高齢化の進行に伴い、除排雪の担い手不足が深刻化しており、地域ぐるみの支援体制の確立が求められることから、関係団体及び地域住民が一体となって、雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化に取り組み、「安心して快適に暮らすことのできる、雪と共生する魅力ある地域づくり」に努める。

2

道路の除雪体制等の確保【産業建設課】

除雪事業計画に基づいた除雪体制を整備していく必要がある。除雪機械については、防災・安全交付金事業により新規導入や更新を行っているが、 今後は、起債事業なども含め様々な事業を検討していく。オペレーターの確保については、資格取得への補助制度の利用促進や優良オペレーターの表彰制度も創設し、オペレーターの魅力の向上を図り確保につなげていく。

<重要実績指標及び個別事業>

【産業建設課】除雪体制の効率化

指 標 名	基準値（R1）	目標値（R7）
効率化率	0.0%(28.0km)	100.0%

・ 県との共同発注の実施 R 4 実施予定

①直接死を最大限防ぐ

1－3 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

脆弱性評価	強靱化施策						
3道路の防雪施設の整備 町が管理する道路の防雪対策、雪崩対策、吹雪対策が必要な区間において、融雪施設、流雪溝、雪崩対策施設(雪崩防止柵、スノーシェッド等)、吹雪対策施設(防雪柵等)等の防雪施設の整備に取り組んでいる。	【産業建設課】除雪機械の増強及び更新 <table><tr><th>指 標 名</th><th>基準値 (R2)</th><th>目標値 (R7)</th></tr><tr><td>更新率</td><td>0.0% (5)</td><td>40.0%</td></tr></table> ・ 1 1 t 除雪ドーザー更新 1 台 R 4 予定 ・ 1 1 t 除雪ドーザー更新 1 台 R 6 予定 ・ ロータリー除雪車 (2.3m級) 1 台増強 R 5 予定 ・ 小型除雪ドーザー 1 台増強 R 4 予定	指 標 名	基準値 (R2)	目標値 (R7)	更新率	0.0% (5)	40.0%
	指 標 名	基準値 (R2)	目標値 (R7)				
	更新率	0.0% (5)	40.0%				
	3道路の防雪施設の整備【産業建設課】 町が管理する道路において、除雪作業で安全かつ円滑な通行を確保することが困難な区間においては防雪対策、雪崩対策を、吹雪対策が必要な区間においては 道路の利用状況等を踏まえ引続き計画的に施設整備していく。 <重要実績指標及び個別事業> 【産魚建設課】国県道消融雪施設の整備 <table><tr><th>指 標 名</th><th>基準値 (R2)</th><th>目標値 (R7)</th></tr><tr><td>整備率</td><td>80.0%</td><td>100.0%</td></tr></table> ・ 国道 2 5 2 号 清水地区 施設改修 事業化を検討 ・ 国道 2 5 2 号 滝原地区 施設改修 事業化を検討 ・ 国道 4 0 0 号 西方地区 施設改修 R 3 事業化 ・ 県道小栗山宮下線・県道小林会津宮下停車場 宮下地区 R 3 事業化	指 標 名	基準値 (R2)	目標値 (R7)	整備率	80.0%	100.0%
	指 標 名	基準値 (R2)	目標値 (R7)				
	整備率	80.0%	100.0%				

①直接死を最大限防ぐ

1－3 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

脆弱性評価	強靱化施策						
	・ 主要地方道柳津昭和線 滝谷地区 施設改修 R 3 事業化						
	・ 県道名入西方停車場線 名入地区 施設整備 R 4 事業化						
	【産業建設課】町道消融雪施設の整備						
	<table><tr><th>指 標 名</th><th>基準値 (R2)</th><th>目標値 (R7)</th></tr><tr><td>整備率</td><td>10.0%</td><td>50.0%</td></tr></table>	指 標 名	基準値 (R2)	目標値 (R7)	整備率	10.0%	50.0%
	指 標 名	基準値 (R2)	目標値 (R7)				
	整備率	10.0%	50.0%				
	・ 町道寺沢四ツ田線 大登地区 施設整備 R 4 事業化						
	・ 町道名入線 名入地区 施設整備 事業化を検討						
	・ 町道下ノ沢居平線・町道居平大栗山線 桧原地区 施設整備 事業化を検討						
	・ 町道宮下名入線・町道桑原線・町道建堀東橋線・町道宮下舟場前線・町道館中乙田線 宮下・荒屋敷地区 施設改修 事業化を検討						
・ 町道桑原線・町道桑原居平線・町道桑原スキー場線 桑原地区 施設整備及び改修事業化を検討							
・ 町道川井居平宮ノ上線 川井地区 施設改修 事業化を検討							
・ 町道西方大石田線 西方地区 施設改修 事業化を検討							
・ 町道名入大石田線 大石田地区 施設改修 R 3 事業化							

②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2－1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性評価	強靱化施策								
1物資等供給体制の充実・強化 大規模自然災害等の発生時において、被災地で必要となる食料や燃料、生活必需品等の物資供給を確保するため、物資等の調達や緊急輸送に関する災害時応援協定を関係団体・事業者と締結し備える。 今後も、新規の災害時応援協定の締結や協定締結団体との連携強化に取り組み、災害時における物資供給体制の充実・強化を推進していく必要がある。	1物資等供給体制の充実・強化【総務課】 大規模自然災害の発生時、必要となる物資等の供給体制の強化のため、令和2年度、次の協定等を締結した ・「災害時の協力に関する協定」 協定先：東北電力株式会社 内 容：リエゾンの派遣、電気設備早期復旧のための協定 ・「災害支援協定むすぶアクション」 協定先：株式会社さとふる 内 容：災害時の個人からの寄付の受付及び関連する事務手続きの無償代行 ・「避難所支援」： 提供先：株式会社ドコモ CS 東北 福島支店 内 容：災害時、避難所支援として、携帯機の無料充電サービスや、WiFi ルーターの貸し出しを受けられる。 上記に引き続き、他の関係団体・事業者との協定締結を強化していく。 <table><tr><th>指 標 名</th><th>基準値（R2）</th><th>目標値（R7）</th></tr><tr><td>協定締結等</td><td>上記3協定：電気復旧等・寄付金等・通信設備の支援</td><td>上記以外の少なくとも5 協定：食料支援、燃料支援、衣類等支援、医療サービス支援、医療薬品等支援について各1協定</td></tr></table>			指 標 名	基準値（R2）	目標値（R7）	協定締結等	上記3協定：電気復旧等・寄付金等・通信設備の支援	上記以外の少なくとも5 協定：食料支援、燃料支援、衣類等支援、医療サービス支援、医療薬品等支援について各1協定
指 標 名	基準値（R2）	目標値（R7）							
協定締結等	上記3協定：電気復旧等・寄付金等・通信設備の支援	上記以外の少なくとも5 協定：食料支援、燃料支援、衣類等支援、医療サービス支援、医療薬品等支援について各1協定							

①救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2－1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性評価	強靱化施策						
2 応急給水体制の整備 大規模な自然災害等が発生した場合、被災者の生活に必要な飲料水を含む、生活用水を確保するため、飲料水の調達・確保に努めている。安定・安心な飲料水の供給を確保するため、既設水道施設の整備、更新に努めており、改修を進めている。また、町防災訓練において、給水訓練に取り組んでおり、関係機関との連携に努めている。	※県で締結している協定に、目標とする内容の協定がある場合はその協定をもって充てる 2 応急給水体制の整備【産業建設課】 各水道施設については、管路の耐震化を含め、計画的な設備の耐震化を検討し、関連施設等の機能保持の検討や老朽管更新に合わせた耐震管路の選定・整備を検討する。 また、災害時の応急給水拠点として、既存施設における機能確保のための整備、広域化・共同化の観点から県を中心に周辺市町村との連携、避難所を含めた防災拠点となる施設への緊急給水施設の整備等について検討する。 <重要実績指標及び個別事業> 【産業建設課】水道施設耐震化 <table><tr><th>指 標 名</th><th>基準値（R2）</th><th>目標値（R7）</th></tr><tr><td>整備率</td><td>0.0%</td><td>50.0%</td></tr></table> ・宮下簡易水道施設 宮下・桑原・荒屋敷・大谷・小山・高清水地区管路及び施設の耐震改修 事業化を検討 ・大登飲料水供給施設 大登地区 管路の耐震改修 R 4 事業化 ・川井飲料水供給施設 川井地区 施設の耐震改修 事業化を検討 ・桧原飲料水供給施設 桧原地区 管路及び施設の耐震改修 事業化を検討 ・滝谷簡易水道施設 滝谷地区 管路及び施設の耐震改修 事業化を検討 ・浅岐飲料水供給施設 浅岐地区 管路及び施設の耐震改修 事業化を検討	指 標 名	基準値（R2）	目標値（R7）	整備率	0.0%	50.0%
指 標 名	基準値（R2）	目標値（R7）					
整備率	0.0%	50.0%					

②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性評価	強靱化施策
3 上水道施設の防災・減災対策 大規模な自然災害等が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するために、施設機器の更新や老朽管の更新事業へ取り組み、水道の基盤強化と適正管理の確保に取り組んでいる。水道事業者が将来的な水需要等を考慮しながら、水道施設の更新や適切な維持管理を計画的に進めていく。また、災害時においても水道事業を継続できるため広域化による県や周辺自治体との体制整備を図り、安定・安心な飲料水の供給を確保するため、既設水道施設の整備、更新に努めている。全体的には水道事業のアセットマネジメント計画を策定し、計画的な更新を進める。	・間方飲料水供給施設 間方地区 改修済み ・西方簡易水道施設 西方地区 管路及び施設の耐震改修 事業化を検討 ・大石田簡易水道施設 大石田地区 改修済み ・名入簡易水道施設 名入地区 管路の耐震改修 事業化を検討 ・滝原飲料水供給施設 滝原地区 管路及び施設の耐震改修 事業化を検討 ・早戸飲料水供給施設 早戸地区 管路及び施設の耐震改修 事業化を検討 ・早戸温泉専用水道施設 早戸温泉つるの湯 改修済み 3 上水道施設の防災・減災対策【産業建設課】 水源については適切な管理による長寿命化での整備を検討し、水道事業の安定的運営については所有施設のアセットマネジメント計画を策定し、効率的な事業運営を促進する。また、町内に点在している水道施設の経営統合を含めた簡水統合を検討し、基盤強化に努める <重要実績指標及び個別事業> 【産業建設課】アセットマネジメント計画の策定 R 3 ・水道施設の経営統合 ・西方簡易水道施設と名入簡易水道施設の施設統合 R 4 事業化

②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性評価	強靱化施策
4非常用物資の備蓄 大規模災害発生時、地形的に孤立化する可能性のある地区が数カ所存在する。 孤立化した際に、当該地区避難所に避難した者及び、在宅避難者に対し、生活の維持に欠かすことのできない食料・飲料水や生活必需品等の供給を確保するため、食料・飲料水、毛布、医療品等の備蓄を図っていく必要がある。 5道路の防災・減災対策 町では、防災応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等を広域的に輸送するための緊急輸送道路の道路改良は完了している。また、町の管理するすべての町道橋りょう等は、「三島町インフラ長寿命化修繕計画」等により対策に取り組んでいる。特に、緊急輸送道路においては災害時にも交通が確保できるよう維持修繕に取り組んで いる。	4非常用物資の備蓄【総務課、町民課】 令和2年度、孤立化の可能性のある、5地区【浅岐、間方、早戸、滝谷、大石田】に新たに防災備蓄品保管用の倉庫を設置、併せて宮下上ノ原地区に、宮下地区を含む、倉庫設置地区外の防災備蓄品を納めるための倉庫を新設。 倉庫内の備蓄品については、令和2年度購入分で、計画数量の約60%に達しており、今後、毎年度10%超の数量を補充していくき、常時60%以上の補充率を維持する。 同時に、各倉庫内の保管数量、賞味・消費期限等についても適正な管理を行っていく。 5道路の防災・減災対策【産業建設課】 緊急輸送道路に倒壊の恐れがある住宅について耐震診断、耐震改修を進め、地震に対し安全な避難・輸送ルートの確保を図るため、橋りょう等の耐震化に対する計画を検討する必要がある。また、老朽化の進む橋りょう等について、長寿命化を図り維持管理費の縮減と事業予算の平準化を行うため「三島町インフラ長寿命化修繕計画」等により引き続き道路交通の安全性と信頼性を確保していく必要がある。なお、緊急輸送道路に倒壊の恐れがある住宅については、「三島町耐震改修促進計画」に基づき優先的に耐震診断、耐震改修を進める。 <重要実績指標及び個別事業> 【産業建設課】国県道の整備 ・国道252号 高清水～滝原地区 バイパス化 事業化を検討

②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性評価	強靱化施策
	・国道400号 西方～西会津町野沢地区 バイパス化 事業化を検討 ・国道400号 高清水～名入地区 現道改良 事業化を検討 ・主要地方道会津若松三島線 宮下～大谷地区 バイパス化 R3着手 ・県道滝谷桧原線・主要地方道柳津昭和線 桧原～滝谷地区 バイパス化事業化を検討 ・県道小林会津宮下停車場線 間方～昭和村中向地区 バイパス化 事業化を検討 ・県道飯谷大巻線 西方～柳津町麻生地区 現道改良 事業化を検討 ・主要地方道柳津昭和線 滝谷地区内 現道改良 事業化を検討 ・県道小栗山宮下線 宮下～金山町沼沢地区 現道改良 事業化を検討 ・主要地方道会津若松三島線 大谷～柳津町黒沢地区 現道改良 事業化を検討 【産業建設課】町道の整備 ・町道下ノ沢居平線 桧原地区 現道改良 事業化を検討 ・町道桧原馬場平線 桧原地区 現道改良 事業化を検討 ・町道名入大石田線 大石田地区 雪崩対策及び現道改良 事業化を検討 ・町道寺沢四ツ田線 大登地区 現道改良 R4～R7 ・町道宮下名入線 宮下地区 現道改良 事業化を検討 ・町道桑原線 桑原地区 現道改良 事業化を検討 ・町道川井西方線 名入・西方地区 現道改良 事業化を検討 ・町道早戸居平台倉線 早戸地区 現道改良 事業化を検討 ・町道高清水大石田線 高清水～大石田地区 現道改良 事業化を検討

②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性評価	強靱化施策
	・町道川井小野川原線 川井地区 現道改良 事業化を検討 ・町道西方大石田線 西方～大石田地区 事業化を検討 ・町道居平大栗山線 桧原地区 現道改良 事業化を検討 ・町道建堀東橋線 宮下地区 現道改良 事業化を検討 ・町道荒屋敷線 荒屋敷地区 現道改良 事業化を検討 ・町道桑原居平線 桑原地区 現道改良 事業化を検討 ・町道宮下宮昌寺線 宮下地区 現道改良 事業化を検討 ・町道宮下中田線 宮下地区 現道改良 事業化を検討 ・町道水尻線 宮下地区 現道改良 事業化を検討 ・町道中川井原林線 大登地区 現道改良 事業化を検討 ・町道大登居平線 大登地区 現道改良 事業化を検討 ・町道多賀神社上中川井線 大登地区 現道改良 事業化を検討 ・町道大登寺沢線 大登地区 現道改良 事業化を検討 ・町道大登線 大登～川井地区 現道改良 事業化を検討 ・町道川井居平宮ノ上線 川井地区 法面改良及び R3 ・町道川井仲ノ原線 川井地区 現道改良 事業化を検討 ・町道桧原新田線 桧原地区 現道改良 事業化を検討 ・町道桧原線 桧原地区 現道改良 事業化を検討 ・町道桧原停車場線 桧原地区 現道改良 事業化を検討 ・町道和具線 滝谷地区 現道改良 事業化を検討

②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2－1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性評価	強靱化施策
	・町道根岸坂線 滝谷地区 現道改良 事業化を検討 ・町道入山線 浅岐地区 現道改良 事業化を検討 ・町道小和瀬線 桧原地区 現道改良 事業化を検討 ・町道横町仲町線 西方地区 現道改良 事業化を検討 ・町道西方沼田線 西方地区 現道改良 事業化を検討 ・町道名入線 名入地区 現道改良 事業化を検討 ・町道中野線 大石田地区 現道改良 事業化を検討 ・町道上居平北ノ目線 大石田地区 現道改良 事業化を検討 ・町道下居平観音堂線 大石田地区 現道改良 事業化を検討 ・町道滝原線 滝原地区 現道改良 事業化を検討 ・町道早戸湯ノ平線 早戸地区 現道改良 事業化を検討 ・町道名入諏訪神社線 名入地区 現道改良 事業化を検討 ・町道名入下居平線 名入地区 現道改良 事業化を検討 ・町道名入中居平線 名入地区 現道改良 事業化を検討 ・町道大谷南線 大谷地区 現道改良 事業化を検討 ・町道桑原スキー場線 桑原地区 現道改良 事業化を検討 ・町道居平巢郷線 西方地区 現道改良 事業化を検討 ・町道下町上原線 西方地区 現道改良 事業化を検討 ・町道上居平愛宕線 大石田地区 現道改良 事業化を検討 ・町道小山居平線 小山地区 現道改良 事業化を検討

②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性評価	強靱化施策
	・町道西方裏町線 西方地区 現道改良 事業化を検討 ・町道台倉湯ノ上線 早戸地区 現道改良 事業化を検討 ・町道名入芸村線 名入地区 現道改良 事業化を検討 ・町道諏訪ノ上中田線 名入～西方地区 現道改良 事業化を検討 ・町道西方ふるさとセンター線 西方地区 現道改良 事業化を検討 ・町道宮下保養センター線 宮下地区 現道改良 事業化を検討 ・町道大谷大登線 大登～大谷地区 現道改良 事業化を検討 ・町道宮下舟場線 宮下地区 現道改良 事業化を検討 ・町道荒屋敷上ノ原線 荒屋敷地区 現道改良 事業化を検討 ・町道大石田荒屋敷線 桑原地区 現道改良 事業化を検討 ・町道中平宮ノ上線 桑原地区 現道改良 事業化を検討 ・町道諏訪神社下原線 名入地区 現道改良 事業化を検討 ・町道館中乙田線 宮下地区 現道改良 事業化を検討 ・町道下居平観音堂線 大石田地区 現道改良 事業化を検討 ・町道建堀堰根線 桑原地区 現道改良 事業化を検討 ・町道美坂高原線 大石田地区 現道改良 事業化を検討

②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2－1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性評価	強靱化施策
6 迂回路となり得る農道・林道の整備 現在、町では町道、農道、林道を計画的に整備しており、日常生活に利用されている生活道路については、重点的に維持管理を行っている。	6 迂回路となり得る農道・林道の整備【産業建設課】 大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、引続き、防災減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備し、迂回路となり得る農道、林道においても重点的に維持管理を検討する必要がある。 <重要実績指標及び個別事業> 【産業建設課】う回路となりうる林道の整備 ・林道入間方不動沢線 間方～昭和村下中津川地区 現道改良 事業化を検討 ・林道並松線 西方地区 現道改良 事業化を検討 ・林道大林線 西方～大石田地区 現道改良 事業化を検討 ・林道大窪矢柄線 滝谷～柳津町大峯地区 現道改良 事業化を検討 ・林道大山美坂高原線 大石田～西会津町大滝地区 現道改良 事業化を検討

②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

脆弱性評価	強靱化施策
1 「② 2-1 5 道路の防災・減災対策」 より再掲 2 「② 2-1 6 迂回路となり得る農道・林道の整備」 より再掲	1 「② 2-1 5 道路の防災・減災対策」【産業建設課】 より再掲 2 「② 2-1 6 迂回路となり得る農道・林道の整備」【産業建設課】 より再掲

②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2－3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価	強靱化施策
1 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化 大規模災害が発生した場合の国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等が相互に連携を図り、災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組む必要がある。 大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、実施した訓練を総括し、災害対応における課題等把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進していく必要がある。 2 「① 1－1 6 消防広域応援体制の強化」より再掲 3 「① 1－1 8 消防団の充実・強化」より再掲	1 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化【全体】 大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、各防災訓練をはじめ、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組み、災害対応に必要な見直しを積み重ねていくことにより、国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や消防団、自主防災組織等の連携体制と災害対応力の強化を推進するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。 また、福島県建設業協会宮下支部と締結している「災害時における応急対策業務の支援に関する協定」に基づき、災害時に連携を図っていく。 2 「① 1－1 6 消防広域応援体制の強化」【総務課】より再掲 3 「① 1－1 8 消防団の充実・強化」【総務課】より再掲

②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

脆弱性評価	強靱化施策
1 災害時医療薬品等の備蓄・供給体制の維持 災害時において町民が必要とする医薬品や衛生材料等は、災害発生から3日間程度の初動期に確保することが困難となることが予想される。 2 福祉避難所の充実・確保 災害時に支援が必要な障がい者や高齢者等の安全な避難場所として、多目的集会施設ひだまり、高齢者生活福祉センター福寿草、特別養護老人ホーム桐寿苑の3施設を福祉避難所に指定している。 また、各施設における避難者の避難方法についても、詳細な計画をたてる。 3 「① 1-1 4 社会福祉施設の耐震化等」より再掲	1 災害時医療薬品等の備蓄・供給体制の維持【町民課】 感染症も含めた必要な医薬品の数や種類の見直しを図るためにも、避難所共通の確認書を作成するとともに、引き続き町内に医薬材料・衛生資材を準備する。 2 福祉避難所の充実・確保【総務課・町民課】 災害対策法施行令に係る避難所の指定を、各福祉施設の管理者との連携を基に行う。また、各福祉施設等避難所の収容可能人数等、施設詳細についても把握しておく。 災害時等、避難所に速やかに避難できるよう、対象とすべき人間を明確にし、また、避難の方法についても、検討し、把握する。 3 「① 1-1 4 社会福祉施設の耐震化等」【町民課】より再掲

②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2－5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価	強靱化施策						
1感染症予防措置の推進 感染症対策として、消毒液やマスクを準備し、妊婦や乳幼児、その保護者等の要望に 対し、配布するためには時間がかかる。 平時においては、予防接種の接種率向上のための受診勧奨に努めている。 さらに、感染症予防に関する知識の普及を実施している。	1感染症予防措置の推進【町民課】 災害時における避難者の定期的な健康状態の確認と感染予防に関する知識のさらなる 普及を実施するため、一般事務職員も共通認識を持てるよう体制を整えていきます。 また、避難所の区分け方法や個室スペース等の確保について検討を進めていきます。 なお、引き続き平時の予防接種の接種向上に努めるとともに、会津保健所の感染症予防 チームとの情報共有を図っていきます。						
2農業集落排水施設の維持管理 東日本大震災により農業集落排水処理施設等の生活環境や生産基盤等に被害が発生 し、生活環境の改善、農業用排水の水質保全、機能維持を図り、併せて公共用水域の 水質保全に寄与するため、老朽化した農業集落排水処理施設の改築更新が求められてい る。	2農業集落排水施設の維持管理【産業建設課】 施設の長寿命化を計画的に進めるにあたり、町では機能診断実施後に策定した最適整 備構想に基づき計画的な設備の更新を行い、適切な維持管理に努める。 <重要実績指標及び個別事業> 【産業建設課】農業集落排水施設長寿命化対策 <table><tr><th>指 標 名</th><th>基準値（R2）</th><th>目標値（R7）</th></tr><tr><td>施設大規模改修率</td><td>0.0%</td><td>100.0%</td></tr></table>	指 標 名	基準値（R2）	目標値（R7）	施設大規模改修率	0.0%	100.0%
指 標 名	基準値（R2）	目標値（R7）					
施設大規模改修率	0.0%	100.0%					

②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2－5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価	強靱化施策						
3合併処理浄化槽への転換促進 し尿のみを処理する単独浄化槽については、平成12年度の浄化槽法の改正により、新設が禁止されたが、依然として多くの単独浄化槽が残存し、老朽化が進んでいる。また、汲み取りが多く存在し、自然環境への影響が懸念される状況にある。生活環境の変化に伴い、公共用水域の水質保全や感染症のまん延予防を図り、浄化槽の災害耐性を強化するために、市町村設置型の浄化槽整備事業により合併浄化槽の整備を推進している。 4家畜伝染病対策の充実・強化 福島県会津家畜保健衛生所を中心に、関係機関と緊密に連携した家畜防除体制を整えている。	3合併処理浄化槽への転換促進【産業建設課】 市町村設置型の補助事業を活用し、単独浄化槽並びに汲み取り槽の入れ替えを促進していく。 <重要実績指標及び個別事業> 【産業建設課】市町村設置型合併処理浄化槽普及率 <table><tr><th>指 標 名</th><th>基準値（R2）</th><th>目標値（R7）</th></tr><tr><td>市町村設置型合併処理浄化槽普及率</td><td>66.4%</td><td>80.0%</td></tr></table> 4家畜伝染病対策の充実・強化【産業建設課】 福島県会津家畜保健衛生所を中心に、関係機関との緊密な連携の下、家畜防除体制を継続します。	指 標 名	基準値（R2）	目標値（R7）	市町村設置型合併処理浄化槽普及率	66.4%	80.0%
指 標 名	基準値（R2）	目標値（R7）					
市町村設置型合併処理浄化槽普及率	66.4%	80.0%					

②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

脆弱性評価	強靱化施策
①「② 2-5 ① 感染症予防措置の推進」より再掲 ②「② 2-5 ② 農業集落排水施設の維持管理」より再掲	①「② 2-5 ① 感染症予防措置の推進」【町民課】より再掲 ②「② 2-5 ② 農業集落排水施設の維持管理」【産業建設課】より再掲

③必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価	強靱化施策
1業務継続に必要な体制の整備 大規模災害により行政機能が低下しても、重要な業務を遅滞なく行えるように、災害のリスクを明らかにしたうえで業務の優先順位を特定するとともに、業務の継続に必要な資源の確保や業務の実施体制等を定めた「三島町水防計画」（平成 17 年度）及び「三島町地域防災計画」（平成 27 年 3 月）の内容について、見直しを図る。 2受援体制の整備 「三島町水防計画」及び「三島町地域防災計画」において、各自治体や各機関からの応援の受け入れ、ボランティア等の受け入れ、及びそれらを加えての組織運営の方法について、受援の整理を図る。 3防災拠点施設の機能確保 災害等の危機事象が発生した場合、速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を実現するための拠点施設として役場本庁舎の耐震化が令和 2 年度に完了した。いつ災害が発生したとしても、本庁舎及びほか防災拠点施設として機能する施設において災害対策本部の活動に必要な機能が発揮できるよう、情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の正常な状態を常時確保するため、定期点検や保守管理を適切に継続していく必要がある。	1業務継続に必要な体制の整備【総務課】 「三島町水防計画」及び「三島町地域防災計画」の内容を踏まえ、業務継続のために必要な内容を見直し、修正を加えたうえで、現状に適した、実行可能かつ、迅速に実施できる災害時の行政機能確立・運営の方法を見直しを図る。 2受援体制の整備【全体】 大規模災害時等には、迅速かつ的確に町外からの人・物の応援を受け入れ、適所に配置し活用することが重要である。 そのため、「三島町水防計画」及び「三島町地域防災計画」における各課のなかで、連絡先の明確化、要員等の要請先や人数等の確認、物資・資機材の在庫や調達方法の確認等を検討し、受援計画を策定する等、受援体制の確立を図る。 3防災拠点施設の機能確保【総務課】 いつ災害が発生したとしても速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を実現するため、防災拠点施設である役場本庁舎ほか防災拠点として機能する施設の情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組む。

③必要不可欠な行政機能は確保する

3－1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価	強靱化施策
4 「① 1－1 2 町有施設(庁舎等)の耐震化等」より再掲 5 「② 2－3 1 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化」より再掲 6 職員被災による情報発信機能低下 災害発生時に対応する職員数は当町のような小規模自治体では限られた人数となり、また、情報発信を専門で担当する課もないため災害時に情報発信できる体制整備も課題となっている。	4 「① 1－1 2 町有施設(庁舎等)の耐震化等」【総務課】より再掲 5 「② 2－3 1 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化」【全体】より再掲 6 職員被災による情報発信機能低下【特命担当課】 三島町 ICT・デジタル化推進計画の作成により、これらの課題について各課に ICT・デジタルを担う兼務職員の配置やリモートでの情報発信システムの利活用を図り防災対策にあたる。

④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4－1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

脆弱性評価	強靱化施策
1 「③ 3－1 3 防災拠点施設の機能確保」より再掲 2 必要不可欠な情報通信機能の確保 災害発生の際に、倒木の発生による電線、電話線の断線。道路損壊、倒木等による通行不能などの状況が発生する可能性の高い当町において、災害時の情報伝達手段の確保及び、防災訓練などによる、災害時の対応に対する住民への対応訓練も求められる。	1 「③ 3－1 3 防災拠点施設の機能確保」【総務課】より再掲 2 必要不可欠な情報通信機能の確保【特命担当課】 災害時に多様な通信手段を確保するためには電源確保が重要であるため、当町では各地区集会所に非常用発電機を整備している。また、通信機器に関しては、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、福島県総合情報通信ネットワーク、簡易無線機の確保など必要な情報通信機能の確保に努めている。 今後も、現状での整備に満足することなく災害を想定した新たな通信機器（衛星電話・車載衛星電話）等の整備を行い、加えて非常時防災訓練の実施により地区内での防災意識の向上、出先機関への通信機器の配備、総合行政情報システムにかかる I C T－B C P（情報取扱い業務の業務継続計画）の策定などの対応を進める。

④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

脆弱性評価	強靱化施策
1住民等への情報伝達体制の強化 災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、福島県総合情報通信ネットワークの活用や防災行政無線の屋外放送、町ホームページ、エリアメール（登録制メール）、IP 電話などの多様な情報発信手段を用意している。今後も、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図り、住民等への情報伝達体制の強化を推進する必要がある。	1住民等への情報伝達体制の強化【総務課・特命担当課】 町では全世帯に防災無線を整備し、災害時には情報発信を実施している。しかし 大規模災害が発生した場合には、豪雪地域である当町では電柱や木が倒れ断線するケースが考えられ、幹線が断線すると地域への情報伝達や、気象警報、避難勧告等の重要な情報を住民に伝達できない事態になってしまう。 また、災害は広域で発生することも想定され、業者の早急な対策が困難になり復旧に時間を要することが想定されるため、様々な災害に備えた対策の検討が必要である。緊急速報メール整備、戸別受信機の充実、SNSを活用した情報共有の強化、防災情報の一斉配信システムの導入など、情報伝達手段の多重化対策を進める。また、アナログ的な対応ではあるが、広報車による情報伝達も必要になり、地区消防団とも連携し情報発信に努める。

④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
4－3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
脆弱性評価	強靱化施策
1「④ 4－2 1 住民等への情報伝達体制の強化」より再掲 2三島町 ICT・デジタル化推進計画策定 災害時、全ての住民に必要な情報が行き届くよう、情報発信手段を横断的に連携させ効果を図る必要がある。 また、それらの設備については、地域の課題に対応した整備が求められる。	1「④ 4－2 1 住民等への情報伝達体制の強化」【総務課・特命担当課】より再掲 2三島町 ICT・デジタル化推進計画策定【特命担当課】 情報発信に求められるのは、町民生活や災害時に必要な情報をいかに早く適切に提供できるかである。三島町では、災害時の情報発信手段として「防災行政無線（戸外拡声器・戸別受信機・テレビ電話）」、「町ホームページ」、「緊急エリアメール(ドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル)を活用している。加えて毎月1回の更新ではあるが「みしまテレビ（ケーブルテレビ）」による独自の映像配信を行っており、日頃からの防災意識向上に努めている。 しかし、いつ発生するか予想できないのが災害であり、この災害等に備えた情報発信手段を横断的に連携させ効果を図る必要がある。加えて、当町は高齢化が進行しており、高齢者にとってホームページ等は情報を得るのに有効な手段ではないため、現状整備されている防災行政無線や電話確認が情報収集手段である。現状が良いのか、新たなシステムを整備するべきなのか高齢者に配慮した仕組みづくりに加え、若い世代には地域内の通信環境整備（無料 Wi-Fi など）が求められており、一括した取組ではなく地域の課題に対応した整備が求められる。

④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4－3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性評価	強靱化施策
3外国人に対する多言語化による情報提供 当町に訪れる外国人観光客等への、災害時の情報発信、提供、相談対応の整備が求められる。 また、整備のために、関係各機関との連携も求められる。	3外国人に対する多言語化による情報提供【総務課・特命担当課】 当町においては、近年インバウンドが急激に増加しており、この対応として観光案内に関しては各言語に翻訳し発信しているが、災害に対する取り組みは進展していないのが現状である。加えて、消防や警察といった関係機関との連携においても不十分である。 今後は、災害時を想定し、関係機関との連携による支援体制や、町内独自の多言語による災害対応の周知や、福島県等作成の情報活用、多言語翻訳機器の設置など、災害が発生した場合の外国人対応の情報提供や相談対応を行える体制を確保し、外国人の不安解消に努める。

④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性評価	強靱化施策
4 避難行動要支援者対策の推進 高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者は、災害情報の受理・認識、避難行動、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想され、要配慮者に対する防災対策が重要な課題となっている。災害発生時、速やかに要配慮者を把握して円滑に避難誘導等を行うため、避難行動要支援者名簿の作成を行っている。しかしながら、地域の支援者や一人ひとりの具体的な避難の計画（個別計画）の作成が進んでいない状態であり、地域の助け合いの取り組みを促進する必要がある。 5 「② 2-4 2 福祉避難所の充実・確保」より再掲 6 「② 2-3 1 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化」より再掲 7 自助・共助の取組促進 地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人ひとりが自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となる。住民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組を促進していく必要がある。	4 避難行動要支援者対策の推進【総務課・町民課】 地域の支援者や一人ひとりの具体的な避難の計画（個別計画）の作成・見直しを進める。 避難行動要支援者への情報伝達と避難行動の支援のため、自治区や自主防災組織、民生児童委員ほか、消防団、消防署、警察署等の関係機関等と連携した共助の体制を促進していく。 5 「② 2-4 2 福祉避難所の充実・確保」【総務課・町民課】より再掲 6 「② 2-3 1 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化」【全体】より再掲 7 自助・共助の取組促進【総務課】 住民の自助・共助に関する理解を深めるために、防災訓練による避難行動の整備・見直し。それに伴う各家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組促進に係る啓発を行う。 また、学校等において、子ども達への防災教育を行っていく。

④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4－3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性評価

8 自主防災組織等の整備

災害時の被害防止と軽減を図るため、地域住民自ら防災活動を行う自主防災組織の必要性を周知し、組織の立ち上げに努める。

強靱化施策

8 自主防災組織等の整備【総務課】

災害時の被害防止と軽減を図るため、地域住民自ら防災活動を行う「三島町防災計画」における自主防災組織の必要性を住民に理解してもらい、各地区において、組織を立ち上げて行くことを目指す。

指標名	基準値（R2）	目標値（R7）
自主防災組織の設立団体数	0	4

⑤経済活動を機能不全に陥らせない

5－1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

脆弱性評価	強靱化施策
①「② 2－1 ⑤ 道路の防災・減災対策」より再掲 ②「② 2－1 ⑥ 迂回路となり得る農道・林道の整備」より再掲 ③「① 1－1 ① 橋梁施設の耐震対策等」より再掲	①「② 2－1 ⑤ 道路の防災・減災対策」【産業建設課】より再掲 ②「② 2－1 ⑥ 迂回路となり得る農道・林道の整備」【産業建設課】より再掲 ③「① 1－1 ① 橋梁施設の耐震対策等」【産業建設課】より再掲

⑤経済活動を機能不全に陥らせない

5-2 食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価	強靱化施策
①「② 2-1 ⑤道路の防災・減災対策」より再掲 ②「② 2-1 ⑥迂回路となり得る農道・林道の整備」より再掲 ③食料生産基盤の整備 食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大リスクを増加させることから、食料生産基盤の整備促進が求められる。安定的かつ効率的な営農の推進に向けて事業を進めているところであり、引き続き食料生産基盤の整備に取り組む必要がある。 ④農業水利施設の適正な保全確保 町内には多くの農業水利施設が存在しており、これら施設の多くは老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理等の取組により、安心安全な農山村づくりを進めていく必要がある。	①「② 2-1 ⑤道路の防災・減災対策」【産業建設課】より再掲 ②「② 2-1 ⑥迂回路となり得る農道・林道の整備」【産業建設課】より再掲 ③食料生産基盤の整備【産業建設課】 食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、農作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、安定的かつ効率的な営農の推進に向けて事業を進めているところであり、引き続き食料生産基盤の整備を推進する。 ④農業水利施設の適正な保全確保【産業建設課】 災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組み、安心安全な農山村づくりを促進する。

⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

脆弱性評価	強靱化施策
1災害時応援体制の整備（エネルギー供給） 災害発生時に防災拠点や避難所、緊急車両等で必要となる燃料等を確保するため、町内事業者などに要請し、燃料の供給を受ける体制を構築したい。 ほか、電気・ガスなどのエネルギーについても災害時の供給を受けられるよう、関係機関等への働きかけが必要である。 2再生可能エネルギーの導入拡大 大規模災害発生時においても生活・経済活動に必要なエネルギーを確保するため、木質バイオマス発電などの再生可能エネルギーをはじめとした自家消費型の電力創出・供給システムの導入を促進し、エネルギー供給源の多様化を図っていく必要がある。今までに、町民の住宅用太陽光発電システム設置への導入を支援している。	1災害時応援体制の整備（エネルギー供給）【総務課・産業建設課・地域政策課】 大規模災害への応急対応に必要な燃料等の確保と施設の早期復旧のため、防災訓練等を通じて関係事業者等と災害時の支援協定による体制の強化を図る。 ガソリン・軽油等の燃料供給について、当町に存する給油所は一店舗のみであり、旧国道沿いの交通アクセスが悪い環境に立地している。大規模災害に備え、交通アクセスが比較的良好な国道沿いへの施設整備に加え、電気自動車への充電設備の整備が求められる。また、復旧のための工事車両への給油や各家庭で使用する分などについても必要な量を提供できるよう、近隣の市町村等の給油所と協定を結ぶとともに、災害時の燃料購入方法についても検討していく必要がある。 災害時の電気復旧については、令和2年度に、東北電力株式会社と「災害時の協力に関する協定」を締結した。 2再生可能エネルギーの導入拡大【地域政策課】 災害時に自立的なエネルギーとして使えるようにするため、木質バイオマス発電などの再生可能エネルギー発電設備や蓄電池の導入を推進する。

⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価	強靱化施策
1 「② 2-1 3 上水道施設の防災・減災対策」より再掲 2 「② 2-5 2 農業集落排水施設の維持管理」より再掲 3 「② 2-5 3 合併処理浄化槽への転換促進」より再掲	1 「② 2-1 3 上水道施設の防災・減災対策」【産業建設課】より再掲 2 「② 2-5 2 農業集落排水施設の維持管理」【産業建設課】より再掲 3 「② 2-5 3 農業集落排水施設の維持管理」【産業建設課】より再掲

⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

脆弱性評価	強靱化施策
1 「② 2-1 5」 道路の防災・減災対策」より再掲 2 「② 2-1 6」 迂回路となり得る農道・林道の整備」より再掲 3 「① 1-1 1」 橋梁施設の耐震対策等」より再掲 4 「① 1-3 2」 道路の除雪体制等の確保」より再掲 5 「① 1-3 3」 道路の防雪施設の整備」より再掲 6 「① 1-2 1」 河川管理施設の整備等」より再掲 7 地域公共交通の確保 鉄道・路線バス・タクシー等の地域公共交通は、日常の通勤、通学、通院、買い物等の移動手段であるとともに、災害時には避難等の貴重な移動手段とる。また、地域の交流と地域コミュニティを支える生活基盤であることから、町民・交通事業者・行政が連携して、安心して住み続けられる便利で持続可能な公共交通網の形成に取り組んでおり、災害時においても公共交通を維持確保するため、交通事業者等との連絡体制を強化する必要がある。	1 「② 2-1 5」 道路の防災・減災対策」【産業建設課】より再掲 2 「② 2-1 6」 迂回路となり得る農道・林道の整備」【産業建設課】より再掲 3 「① 1-1 1」 橋梁施設の耐震対策等」【産業建設課】より再掲 4 「① 1-3 2」 道路の除雪体制等の確保」【産業建設課】より再掲 5 「① 1-3 3」 道路の防雪施設の整備」【産業建設課】より再掲 6 「① 1-2 1」 河川管理施設の整備等」【産業建設課】より再掲 7 地域公共交通の確保【総務課】 地域の実情に応じた町民・交通事業者・行政の連携による、安心して住み続けられる便利で持続可能な公共交通網の形成に取り組む。また、災害時における公共交通手段を維持・確保するため、日ごろから交通事業者との情報共有を行い、連絡体制の強化を図る。

⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-4 異常渇水等により用水の供給途絶

脆弱性評価	強靱化施策
1 農業用水の渇水対策 異常渇水の発生時又は発生するおそれがある場合においても、渇水時対策資料（非常配備体制表、用水系統図等）の準備・提供や農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するため、定期的な状況把握と連絡体制の確認を行っている。今後も、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実に向けて取り組む必要がある。	1 農業用水の渇水対策【産業建設課】 異常渇水の発生時又は発生するおそれがある場合においても、渇水時対策資料（非常配備体制表、用水系統図等）の準備・提供や農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切にするため、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実に向けた取組を推進する。

⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

脆弱性評価	強靱化施策
1 「⑤ 5-2 4 農業水利施設の適正な保全確保」より再掲 2 「① 1-2 1 河川管理施設の整備等」より再掲	1 「⑤ 5-2 4 農業水利施設の適正な保全確保」【産業建設課】より再掲 2 「① 1-2 1 河川管理施設の整備等」【産業建設課】より再掲

⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

脆弱性評価	強靱化施策
1 アスベスト等使用被災建築物の適切な管理 災害時に有害な化学物質が拡散・流出し、周辺住民の健康被害や環境汚染などの二次被害が発生することを防止する必要がある、当町では、関係法令に基づく立入検査等において、有害物質を取り扱う事業者に対し、拡散・流出防止に向けた適正な管理を指導・啓発しています。 「水質汚濁防止法」や「大気汚染防止法」に基づき、有害物資取扱事業者に対して、適切な管理、取り扱いを指導する。	1 アスベスト等使用被災建築物の適切な管理【総務課・産業建設課・町民課】 関係法令に基づき、有害物質を取り扱う事業者に対し指導、啓発を継続して実施し、アスベストやPCBといった有害物質の拡散、流出の事前防止策を推進します。

⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価	強靱化施策
1 「⑤ 5-2 3 食料生産基盤の整備」より再掲 2 治山・砂防・急傾斜地・雪崩危険・地すべり防止施設の整備等 度重なる豪雨・長雨や地震等の発生により、法面崩壊等の山地災害が各地で発生しており、治山事業による早期の防災・減災対策が求められている。 治山・砂防・地すべり対策施設整備の主体は国や県であるが、町も地元地区と連携し取り組んでおり、状況によっては町が主体となり施設整備に取り組んでいる。 山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等について、今後も引き続き、計画的な治山施設の整備を推進する必要がある。	1 「⑤ 5-2 3 食料生産基盤の整備」【産業建設課】より再掲 2 治山・砂防・急傾斜地・雪崩危険・地すべり防止施設の整備等【産業建設課】 既存の施設において、老朽化や経年劣化による機能低下が見受けられる状況があるとともに、度重なる豪雨・長雨や地震等の発生により、法面崩壊等の山地災害が各地で発生しており、山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための施設の現状把握、機能・効果等の判定等の維持管理の計画と新たな施設整備や植栽、森林の造成など計画的に推進する推進するよう、国・県等との連携を進める。 <重要実績指標及び個別事業> 【産業建設課】土石流棄権溪流の整備 ・沢入沢 滝谷地区 事業化を検討 ・寺沢 大登地区 事業化を検討 ・ツブリガサ沢 大石田地区 事業化を検討 ・永井沢 大谷地区 事業化を検討 ・唐沢 浅岐地区 R3実施 ・間方沢 間方地区 事業化を検討 ・宮下沢 宮下地区 事業化を検討 ・滝原沢 滝原地区 事業化を検討 ・日暮沢 大谷地区 事業化を検討

⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価	強靱化施策
	・本村沢 大谷地区 事業化を検討 ・間方沢2号 間方地区 事業化を検討 ・前沢 間方地区 事業化を検討 ・入間方沢 間方地区 事業化を検討 ・入間方沢2号 間方地区 事業化を検討 【産業建設課】地滑り危険個所の整備 ・烏海 大谷地区 概成済み ・倉掛 宮下地区 概成済み ・駒鳴瀬 滝谷地区 概成済み ・滝谷 滝谷地区 概成済み ・下館山 滝谷地区 概成済み 【産業建設課】急傾斜地崩壊危険個所の整備 ・大石田 大石田地区 事業化を検討 ・居平 川井地区 事業化を検討 ・乙田 宮下地区 事業化を検討 ・小山 小山地区 事業化を検討 ・高清水 高清水地区 事業化を検討 ・中平 中平地区 事業化を検討 ・湯の平 早戸地区 事業化を検討 ・居平1号 早戸地区 事業化を検討

⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価	強靱化施策
	・居平2号 早戸地区 事業化を検討 ・鳥海 大谷地区 事業化を検討 ・本村 大谷地区 事業化を検討 ・出入口 浅岐地区 事業化を検討 ・上居平 間方地区 R3事業化 ・居平 滝谷地区 事業化を検討 ・上赤谷 名入地区 事業化を検討 ・本村 大谷地区 事業化を検討 ・米子沢 宮下地区 事業化を検討 ・巣郷 西方地区 事業化を検討 ・居平 西方地区 事業化を検討 ・上居平 名入地区 事業化を検討 ・下館山 滝谷地区 事業化を検討 ・林崎 大谷地区 事業化を検討 ・滝原居平 滝原地区 事業化を検討 ・出入口 浅岐地区 事業化を検討 ・石畑 間方地区 事業化を検討 【産業建設課】雪崩危険個所の整備 ・高清水（A） 高清水地区 事業化を検討 ・早戸（A） 早戸地区 事業化を検討

⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価	強靱化施策
	・小山 小山地区 事業化を検討 ・間方（Ａ） 間方地区 事業化を検討 ・間方（Ｂ） 間方地区 事業化を検討 ・滝谷（Ｂ） 滝谷地区 事業化を検討 ・大石田（Ａ） 大石田地区 事業化を検討 ・名入（Ｂ） 名入地区 事業化を検討 ・大谷（Ｃ） 大谷地区 事業化を検討 ・浅岐（Ｂ） 浅岐地区 事業化を検討 ・浅岐（Ｄ） 浅岐地区 事業化を検討 ・間方（Ｃ） 間方地区 事業化を検討 【産業建設課】砂防施設の整備 ・唐沢 浅岐地区 砂防施設の整備 R3事業化 ・円明沢 高清水地区 堆積土砂浚渫 事業化を検討 ・沢入沢 滝谷地区 砂防施設の整備 事業化を検討 ・寺沢 大登地区 砂防施設の整備 事業化を検討

⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価	強靱化施策
③災害に強い森林の整備 スギなどの多くの人工林が木材として利用可能な時期を迎えています。しかし、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により、適切な管理が行われていない森林も多く見受けられる。 ④「⑤ 5-2 ④ 農業水利施設の適正な保全確保」より再掲	③災害に強い森林の整備【産業建設課】 新たな森林管理制度による森林所有者の経営管理義務の周知を図っていきます。 森林所有者自ら経営管理が困難な場合、町が森林の経営管理を受託し、町が仲介役となって森林経営体へ再委託を行ったり、町が自ら経営管理を行うことなどにより森林整備を促進する。 ④「⑤ 5-2 ④ 農業水利施設の適正な保全確保」【産業建設課】より再掲

⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価	強靱化施策
5 鳥獣被害防止策の充実・強化 有害鳥獣による農地・農作物への被害拡大が見られることから、「有害鳥獣防除事業」「多面的機能支払交付金事業」「中山間地域等直接支払事業」に取り組むとともに、関係機関と連携し被害の低減に努めている。 6 農業・林業の担い手育成 農業担い手においては、農業者の高齢化や後継者不足による農業経営体数の減少、東日本大震災及び原子力災害の影響に伴う避難、風評による営農意欲の減退等の課題が懸念されています。自然災害の発生に備え、農地の多面的機能が十分に発揮されるよう、今後も引き続き、認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入支援を推進するとともに、農用地の利用集積や経営の効率化を促進し、経営基盤の強化に取り組んでいく必要がある。 林業所得の不安定さや技術習得の難しさを背景として、新たな林業担い手の確保・育成が進まず、林業労働者の減少と高齢化が課題となっている。東日本大震災及び原子力災害の発生以降停滞している森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、林業が魅力ある職場となるための対策などに引き続き取り組み、林業担い手の確保を推進する必要がある。	5 鳥獣被害防止策の充実・強化【産業建設課】 有害鳥獣による農地・農作物への被害を抑えるためにも、「有害鳥獣防除事業」「多面的機能支払交付金事業」「中山間地域等直接支払事業」に引き続き取り組み、関係機関との更なる連携の下、被害の低減に努める。 6 農業・林業の担い手育成【産業建設課】 農業者の高齢化や後継者不足による農業経営体数の減少、東日本大震災及び原子力災害の影響に伴う避難、風評による営農意欲の減退等の課題が懸念される中において、農地等の荒廃に伴い災害時の被害が拡大する事態を回避するため、認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入支援を推進するとともに、農用地の利用集積や経営の効率化を促進し、経営基盤の強化に取り組む。 東日本大震災及び原子力災害の発生以降停滞している森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、林業が魅力ある職場となるための対策など、林業担い手の確保に取り組む。

⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-4 風評等による地域経済等への甚大な影響

脆弱性評価	強靱化施策
1 放射線モニタリング体制の充実・強化 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出は、町民の健康、行動への大きな不安や農業等の当町の産業への甚大な被害を与えた。本町では原子力災害からの復興に向け、除染、被ばく検査、モニタリングをはじめとした放射線対策等を実施してきた。 また、自家消費野菜等の食品等簡易放射能測定に持ち込まれる件数は年々減少している。今後は、廃炉作業等での放射性物質の放出など突発的な事象が起こった場合に、町民の被ばくを最小限に抑えるため、放射線測定を実施できる体制を確保しておく必要がある。 2 「② 2-5 4 家畜伝染病対策の充実・強化」より再掲	1 放射線モニタリング体制の充実・強化【産業建設課】 廃炉作業等での放射性物質の放出など突発的な事象が起こった場合に即時に放射線測定できるように、測定機器等の校正や維持管理を継続して行い、放射線モニタリング体制を確保する。 2 「② 2-5 4 家畜伝染病対策の充実・強化」【産業建設課】より再掲

⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8－1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	強靱化施策
1災害廃棄物処理計画の策定・推進 大規模災害で大量に発生する災害廃棄物については、発災直後からの仮置場の設置、廃棄物の受け入れ、収集運搬、処理・処分などを円滑に進め、復旧・復興の妨げにならないようにすることが重要である。 また、広域処理施設だけでは処理が困難な量の災害廃棄物が発生することも想定されるため、広域処理の体制を整えるとともに、三島町地域防災計画に沿った体制整備と関係機関との連携を進める必要がある。 2災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化 災害により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生した災害廃棄物の処分等を迅速・的確かつ適正に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらには被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るために、三島町地域防災計画内に廃棄物処理対策を計画していかなければならない。	1災害廃棄物処理計画の策定・推進【総務課・町民課・産業建設課】 大量に発生する災害廃棄物の収集運搬、処理について、県との連携により広域処理の体制を整えるとともに、災害廃棄物の処理体制を強化する。 2災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化【町民課】 三島町地域防災計画に沿って、福島県や会津若松地方広域市町村圏整備組合、民間事業者や関係機関との連絡体制を整えていく。 また、三島町地域防災計画内の廃棄物処理対策についても見直しを行う。

⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	強靱化施策
1 応援職員の受け入れ 職員・施設等が被災することによって行政機能が大幅に低下し、被災地の復旧・復興が遅れる事態を回避するため、国、県及び他の地方公共団体からの応援職員の受入を円滑に行う体制整備が求められている。 2 災害時応援協定締結者との連携強化 災害発生時において、建設関係事業者など応援協力による応急対策（被災状況の調査や公共施設の応急復旧等）を迅速かつ効果的に行うため、関係団体と災害時応援協定を締結しているが、防災訓練等を通じて関係事業者との一層の連携強化を図り、日頃から協定内容や初動対応等を確認する取組が必要である。	1 応援職員の受け入れ【全体】 被災地の復旧・復興が遅れる事態を回避するため、国、県及び他の地方公共団体からの応援職員の受入を円滑に行うため、三島町地域防災計画の詳細を確認、修正し体制整備を常に見直す。 2 災害時応援協定締結者との連携強化【総務課】 災害発生時において、建設関係事業者など応援協力による応急対策（被災状況の調査や公共施設の応急復旧等）を迅速かつ効果的に行うため、防災訓練等を通じて協定内容や初動対応等を確認するなど、災害時応援協定を締結している関係機関との一層の連携強化を図る。 また、一層の連携強化拡大のため、協定が未締結の関係機関との協定締結に努めるとともに、現在締結している協定についても、現担当者等と連絡をとり、現時点での見直しをかけることも行っていく。 参考 ・金山町三島町消防相互応援協定（昭和52年11月1日） ・西会津町三島町消防相互応援協定（昭和53年8月22日） ・消防相互応援協定（慣行 相手先：柳津町） ・消防相互応援協定（昭和54年11月15日） ※区域及び対象：会津若松市、会津坂下町、会津高田町、猪苗代町、河東町、金山町、北会津村、昭和村、新鶴村、磐梯町、本郷町、三島町、柳津町、湯川村

⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	強靱化施策
3災害・復興ボランティア関係団体との連携強化 大規模自然災害等が発生した場合であってもボランティアを円滑に受け入れ、ボランティアを必要とする作業内容や場所等の把握、災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの活動調整等を適切に行うため、社会福祉協議会との連携に関する体制等の整備。 4罹災証明等に係る円滑な被災者支援 被災者が各種支援制度を活用し、生活再建を進めていくうえで、それぞれの申請手続きが必要となりますが、被災者の生活再建が少しでも円滑に進むよう、罹災証明発行等、行政手続における被災者の負担を軽減する必要がある。	・災害時における応急対策業務の支援に関する協定 (相手先：社団法人福島県建設業協会宮下支部 平成 20 年 10 月 9 日) 3災害・復興ボランティア関係団体との連携強化【総務課・町民課】 社旗福祉協議会とのさらなる連携強化に努めるとともに、ボランティア受入施設等の担当者会議、災害ボランティアセンター運営講座等の研修会、NPO や社会福祉協議会との連携・共働に向けた合同会議等に参加するなど県内のボランティア関係団体等との連携強化に努め、災害・復興ボランティア受入体制の充実を図っていく。 また、その内容を三島町地域防災計画に反映させていく。 4罹災証明等に係る円滑な被災者支援【総務課】 被災者が各種支援制度を活用し、生活再建を進めていくうえで、それぞれの申請手続きが必要となるが、被災者の生活再建が少しでも円滑に進むよう、罹災証明発行方法等を再考するなど、行政手続における被災者の負担を軽減する。

⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	強靱化施策
1 地域コミュニティの再生・活性化 人口減少及び少子高齢化の進行に伴う地域活動の担い手不足が見込まれる中で、地域によっては既に集落内における生活の維持が困難になってきている。集落維持には、貴重な郷土文化等の伝承の側面もあることから、その維持・存続を図ることは喫緊の課題です。このような課題に効果的に取り組み、集落における生活を持続可能なものとするため、個々の集落の存在を前提としつつ、より広い範囲で活性化を図る地域コミュニティの形成が必要である。 2 「⑥ 6-3 7 地域公共交通の確保」より再掲 3 「④ 4-3 7 自助・共助の取組促進」より再掲 4 「④ 4-3 8 自主防災組織等の整備」より再掲	1 地域コミュニティの再生・活性化【総務課・地域政策課・教育委員会】 地域コミュニティは、災害等において町民同士が支え合い、助け合う共助基盤となることから、コミュニティ形成までのビジョン、プロセス、フォローの面でコーディネートできる人材を育成、活躍できる仕組みづくりと、組織運営を円滑に行うための主体的活動を支援する。 2 「⑥ 6-3 7 地域公共交通の確保」【総務課】より再掲 3 「④ 4-3 7 自助・共助の取組促進」【総務課】より再掲 4 「④ 4-3 8 自主防災組織等の整備」【総務課】より再掲

⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

脆弱性評価	強靱化施策
1 「⑧ 8-3 1 地域コミュニティの再生・活性化」より再掲 2 文化財の保存・活用 文化財は本町の自然・歴史・文化的環境のなかで育まれ継承されてきたもので、確実に保存し後世に継承するとともに、まちづくりに活用することが求められている。 文化財の所有者や伝統芸能を継承する担い手の高齢化と減少が進んでおり、後継者の確保と保存意識の啓発、地域住民の理解と協力が重要となっている。 少子高齢化やライフスタイルの変化により、地域の伝統文化や行事等の存続が危ぶまれている。指定文化財等の防災体制については、把握できていない。	1 「⑧ 8-3 1 地域コミュニティの再生・活性化」【総務課・地域政策課・教育委員会】より再掲 2 文化財の保存・活用【教育委員会】 文化財や歴史を理解できるような機会をつくり、自らが地域への誇りをもつことで、若い世代への歴史文化の継承が円滑になるための取り組みを推進する。 地域子どもたちが自分たちの住む地域を知る機会をつくり、郷土への愛着を育み、次世代の文化財保護のため、担い手育成を推進する。 文化財を町特有の資源と考え、その魅力を通して町の魅力を再確認しまちづくりに活かすため、町以外の方々に知ってもらおうなど、より広域的な活用を推進する。

⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8－5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	強靱化施策
①「② 2－1 ① 物資等供給体制の充実・強化」より再掲	①「② 2－1 ① 物資等供給体制の充実・強化」【総務課】より再掲